

令和4年度

秩父別町ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
10月大型ごみ申込み締切日 10月12日(水)						
2	3 農 生 紙類 蛍光灯	4 燃やせるごみ	5 缶・ビン	6 生	7 燃やせるごみ	8
9	10 燃やせないごみ	11 燃やせるごみ	12 ペットボトル 白色トレイ	13 生	14 燃やせるごみ	15
16	17 紙類 蛍光灯 大型ごみ	18 燃やせるごみ	19 缶・ビン	20 生	21 燃やせるごみ	22
23	24 燃やせないごみ	25 燃やせるごみ	26 ペットボトル 白色トレイ	27 み	28 燃やせるごみ	29
30	31 紙類 蛍光灯					

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
ごみ収集は、1月2日(月)～1月4日(水)は休業します						
8	9 生	10 燃やせるごみ	11 ペットボトル 白色トレイ	12 生	13 燃やせるごみ	14
15	16 紙類 蛍光灯	17 燃やせるごみ	18 缶・ビン	19 生	20 燃やせるごみ	21
22	23 燃やせないごみ	24 燃やせるごみ	25 ペットボトル 白色トレイ	26 み	27 燃やせるごみ	28
29	30 み	31 紙類 蛍光灯				

日	月	火	水	木	金	土
		1 農	2 缶・ビン	3 農	4 燃やせるごみ	5
6	7 生	8 燃やせるごみ	9 ペットボトル 白色トレイ	10 生	11 燃やせるごみ	12
13	14 燃やせないごみ	15 燃やせるごみ	16 缶・ビン	17 生	18 燃やせるごみ	19
20	21 紙類 蛍光灯	22 燃やせるごみ	23 ペットボトル 白色トレイ	24 み	25 燃やせるごみ	26
27	28 み	29 燃やせるごみ	30 缶・ビン			

日	月	火	水	木	金	土
			1 缶・ビン	2 生	3 燃やせるごみ	4
5	6 生	7 燃やせるごみ	8 ペットボトル 白色トレイ	9 生	10 燃やせるごみ	11
12	13 燃やせないごみ	14 燃やせるごみ	15 缶・ビン	16 生	17 燃やせるごみ	18
19	20 紙類 蛍光灯	21 燃やせるごみ	22 ペットボトル 白色トレイ	23 み	24 燃やせるごみ	25
26	27 み	28 燃やせないごみ				

日	月	火	水	木	金	土
				1 生	2 燃やせるごみ	3
4	5 生	6 燃やせるごみ	7 缶・ビン	8 生	9 燃やせるごみ	10
11	12 燃やせないごみ	13 燃やせるごみ	14 ペットボトル 白色トレイ	15 生	16 燃やせるごみ	17
18	19 紙類 蛍光灯	20 燃やせるごみ	21 缶・ビン	22 生	23 燃やせるごみ	24
25	26 み	27 燃やせるごみ	28 ペットボトル 白色トレイ	29 み	30 燃やせるごみ	31

日	月	火	水	木	金	土
			1 缶・ビン	2 生	3 燃やせるごみ	4
5	6 生	7 燃やせるごみ	8 ペットボトル 白色トレイ	9 生	10 燃やせるごみ	11
12	13 燃やせないごみ	14 燃やせるごみ	15 缶・ビン	16 生	17 燃やせるごみ	18
19	20 紙類 蛍光灯	21 燃やせるごみ	22 ペットボトル 白色トレイ	23 生	24 燃やせるごみ	25
26	27 み	28 燃やせないごみ	29 缶・ビン	30 み	31 燃やせるごみ	

◆注意事項◆

- ◎燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみは秩父別町指定ごみ袋を使用してください。(指定ごみ袋以外は収集しません)
- ◎農の印がついた日は、農家地区のごみボックス化されていないごみステーションも収集します。
- ◎ごみは収集日の午前8時30分までにお願いします。(前日や夜間など収集日以外には出さないでください)
- ◎紙類(新聞紙、ダンボール、雑誌等)は種別ごとにひもで十字にしっかりとしばって出してください。(新聞紙は専用の袋でも回収します)
- ◎ペットボトルはキャップ・ラベルを外して必ず中をよくすすぎ、中身の見える袋に入れて出してください。
- ◎白色トレイは必ず洗ってから中身の見える袋に入れて出してください。
- ◎空きビン・空き缶は必ず中をよくすすぎ、ごみボックス内の専用コンテナ・ネットに入れてください。(専用コンテナ・ネットに入っていないものは回収しません)
- ◎ビール・一升ビンは販売店に返却するか、資源ごみの受入で回収しています。
- ◎毎週月曜日の午前9時から正午までの間、車両センター(消防支署西側)にて資源ごみの受入を行っています。(祝日の場合は休み)
- ◎大型ごみ(有料)は4月から10月の毎月第3月曜日に戸別収集します。収集日の5日前までに住民課衛生係へお申し込み願います。

- ◎北空知衛生センター組合の受入基準に表記を統一しています。
- ・燃えるごみ → 燃やせるごみ
- ・燃えないごみ → 燃やせないごみ
- ※現在家庭でお持ちの各ごみ袋はそのまま使用できます。(在庫がなくなり次第、新しい袋に変更となります)

北空知衛生センター組合

深川市 ☎ 23-3584

秩父別町役場

住民課衛生係 ☎ 33-2111